

令和 7 年 10 月 15 日

市政記者クラブ 様

港区役所区政部総務課

担当：三品・市原

電話：654-9610



港区役所

×



中部労災病院

災害時における施設利用の協力に関する協定を締結します

このたび、みだしの協定を下記のとおり締結することとなりましたので、お知らせします。ぜひ取材していただきますようお願いいたします。

記

協定式について

1 日時

令和 7 年 10 月 23 日（木）午前 10 時

港区役所 3 階 第 1 会議室

2 当日の流れ

協定書の取り交わし及び写真撮影

3 締結者

・名古屋市港区役所
港区長 芦刈 康宏

・独立行政法人労働者健康安全機構中部労災病院
病院長 丸井 伸行

4 協定内容

別紙のとおり

1 協定の趣旨

東日本大震災をはじめ実災害で被災した多くの自治体では、庁舎施設が被害を受けたことで本部機能を喪失し、対応の遅延等が生じることがあった。

高潮や津波による浸水の危険性が高い港区役所においても、同様の状況に陥る懸念があることから、港区役所の建物の使用が継続不能等になった場合、港区の災害対策拠点として、中部労災病院様の一部施設を使用させていただくための協定を締結するもの。

2 発動条件

災害対策基本法に定める地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、港区役所が対象施設を災害対策拠点として使用する必要があるときに、中部労災病院に対し協力を要請し、承諾を得たとき。

3 対象施設

港区役所は、本協定の定めるところにより、中部労災病院と協議の上、中部労災病院が貸出可能と判断した場合、休床中の病棟フロア一帯、宿泊寮(空き部屋等)、駐車場のほか、要請時に利用可能と判断した施設を災害対策拠点として無償で利用できるものとする。